

特定事業主行動計画に基づく取組の実施状況

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第19条第6項の規定に基づく実施状況の公表については、以下のとおりです。

数 値 目 標 ①

計画期間内における、年次休暇を50%(10日)以上取得する職員の割合を7割以上とする。

●令和8年7月30日公表

実施状況（令和7年実績）		職員数（人）	目標達成職員数（人）	目標達成割合（%）
幡多西部消防組合		63	56	88.89
所属別内訳	事務局	3	1	33.33
	宿毛署	36	33	91.67
	大月分署	16	14	87.50
	三原分署	8	8	100.00

●令和7年7月公表

実施状況（令和6年実績）		職員数（人）	目標達成職員数（人）	目標達成割合（%）
幡多西部消防組合		63	56	88.89
所属別内訳	事務局	3	1	33.33
	宿毛署	36	34	94.44
	大月分署	16	15	93.75
	三原分署	8	6	75.00

●令和6年7月公表

実施状況（令和5年実績）		職員数（人）	目標達成職員数（人）	目標達成割合（%）
幡多西部消防組合		62	56	90.32
所属別内訳	事務局	3	2	66.67
	宿毛署	35	33	94.29
	大月分署	16	14	87.50
	三原分署	8	7	87.50

特定事業主行動計画に基づく取組の実施状況

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第19条第6項の規定に基づく実施状況の公表については、以下のとおりです。

数 値 目 標 ②

令和7年度までに、子どもの出生時の特別休暇を取得する職員の割合を7割以上とする。

●令和8年7月30日公表

実施状況（令和7年度実績）		対象職員数（人）	取得職員数（人）	目標達成割合（％）
幡多西部消防組合		3	2	66.67
所属別内訳	事務局	0	0	—
	宿毛署	2	1	50.00
	大月分署	1	1	100.00
	三原分署	0	0	—